

松山学院高等学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命あるいは身体に危険を感じさせる重大な問題である。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対するいじめも放置することがないように、人権や生命の尊重が貫かれる教育活動を展開し、生徒たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるように、いじめ防止のための対策を行う。

また、いじめが疑われる場合には、生徒、保護者と連携を図りながら、万全を尽くして適切かつ迅速に問題の早期解決に努める。

2 学校いじめ防止基本方針

いじめのない学校を目指して、教育活動や指導体制を整備し、防止に向けた指導体制を定め、いじめの早期発見と未然防止に取り組むとともに、いじめを認知した場合に適切かつ迅速な解決を図るため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

3 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである（SNSを通じて行われるものもこれに該当する）。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」という認識

「いじめは、どの生徒・学校にも起こりうる」という認識

「いじめの未然防止は、学校と教職員の重要課題」という認識

(3) いじめの構造と動機

ア. いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」のみならず、「観衆」や「傍観者」など、周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒や教職員の捉え方が、抑止作用や促進作用に繋がる。

イ. いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりにしようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発、報復（相手の言動に対して反発、報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、次のものなどが考えられる。

- | | | | | |
|-----------|--------------|-------------|-----------|-----|
| ①落書き・物壊し | ②避ける | ③集団での無視 | ④陰口 | ⑤暴力 |
| ⑥ぶつかる・小突く | ⑦命令・脅し | ⑧性的辱め | ⑨授業中のからかい | |
| ⑩使い走り | ⑪噂流し | ⑫悪口を言う・あざける | ⑬仲間はずれ | |
| ⑭嫌がらせ | ⑮SNS等による誹謗中傷 | ⑯金品のたかり | | |

4 いじめ防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、一人ひとりに配慮した授業づくり

(2) 特別活動、宗教教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ホームルーム活動等における道徳教育の推進
- ・礼拝内容の充実

(3) 教育相談の充実

- ・人権教育課やスクールカウンセラーとの連携強化
- ・面談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の充実・高揚
- ・外部講師を招いた講演会等の実施

(5) 情報教育の充実

- ・「情報」における情報モラル、インターネット利用に関する教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

5 いじめの早期発見

いじめ問題の解決に重要なことは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認を行う。

(2) 生徒からのサインを見逃さない取り組み

- ・生徒の活動場所の巡視（集団の中での活動状況）
- ・教員による生徒の観察（欠席・遅刻・早退、成績、友人関係等）
- ・家庭との連携（家庭での状況の把握）

(3) 相談体制の整備

- ・教育相談室の充実
- ・面談の定期的実施

(4) 定期的調査の実施

- ・生活アンケートの実施（5月、7月、12月）

(5) 情報の共有

- ・報告の明示・報告の徹底
- ・学年会等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめに対する措置

(1) 該当生徒への対応

ア. いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・ 早急に事実関係の聴取を行う
- ・ 生徒の安全・安心を確保し、心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ プライバシーには十分注意し、温かい人間関係をつくる

イ. いじめている生徒への対応

いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす決して許されない行為であるということを理解させ、自己への責任を自覚させる。また、いじめている生徒の内面を理解しながら根気強く指導を行う。

- ・ 早急に事実確認をする
- ・ いじめの背景や要因の把握に努める
- ・ いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・ 該当生徒、ならびに、今後の周囲との関わり方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は懲戒を加える

(2) 周囲への対応

被害・加害生徒だけでなく、傍観して見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった周囲の生徒に対しても、自己の問題と捉えさせ、いじめ問題を自分たちで解決していける力を育成する。

- ・ 被害・加害生徒との関係を修復し、望ましい人間関係づくりに努める
- ・ いじめを根絶するための心を養う
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

ア. 被害生徒の保護者に対する対応

相談を受けたり、発覚した場合には、学校全体で対応することで被害生徒を守り、問題解決に向けた取り組みによって、安心感を与えられるように努める。

- ・ 家庭訪問等の実施で、事実確認を迅速に行う
- ・ 被害生徒の気持ちに理解を示す

イ. 加害生徒の保護者に対する対応

事実を聴取し、確認でき次第、迅速に保護者に連絡をし、事実に対する保護者の理解と納得を得る。

- ・ 加害生徒の保護者の心情に配慮する
- ・ 行動を変えられるように学校として努力すること、加えて保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 保護者に対して継続的な助言をする

(4) 関係機関との連携

学校だけでの解決が困難な場合は、外部の関係機関に協力を仰ぎながら一体的な対応をとる。

ア. 私学文書課との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との連携

イ. 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ.福祉関係との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ.医療関係との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

- ・文字や画像などを使い、特定の生徒を誹謗中傷する、また、不特定多数の者に送信したり投稿したりする
- ・特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする
- ・インターネット上に特定の生徒の個人情報に掲載する

(2) ネットいじめの予防

ア.保護者への啓発

- ・文書配布
- ・フィルタリングの必要性

イ.情報教育の充実

- ・「情報Ⅰ」における情報モラル教育の充実
- ・ネット社会についての注意喚起、講話の実施

(3) ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な投稿については、被害拡大を防ぐため、直ちに削除措置をとる。名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合、速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした処置をとるにあたり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し援助を求める。

(4) 本校独自の取り組み

ア.自分自身はもちろんのこと、他人の心や体を傷つけるような行為は絶対に許されないことであり、いじめ等、法令に反する行為を行った場合には、退学を含む厳しい処分とする。

イ.いじめに関する他者の撮影及び投稿などの発信については、退学を含む厳しい処分とする。

ウ.SNSに関しては、本人及び家庭の責任において利用する。

※以上を十分に理解し、スマートフォンの扱い、並びにSNSの利用については、各家庭で責任をもって管理・指導する。

8 重大事案への対応

(1) 重大事案とは

ア.生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ. 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・ 年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合には、状況により判断し迅速に調査する

(2) 重大事案時の対応

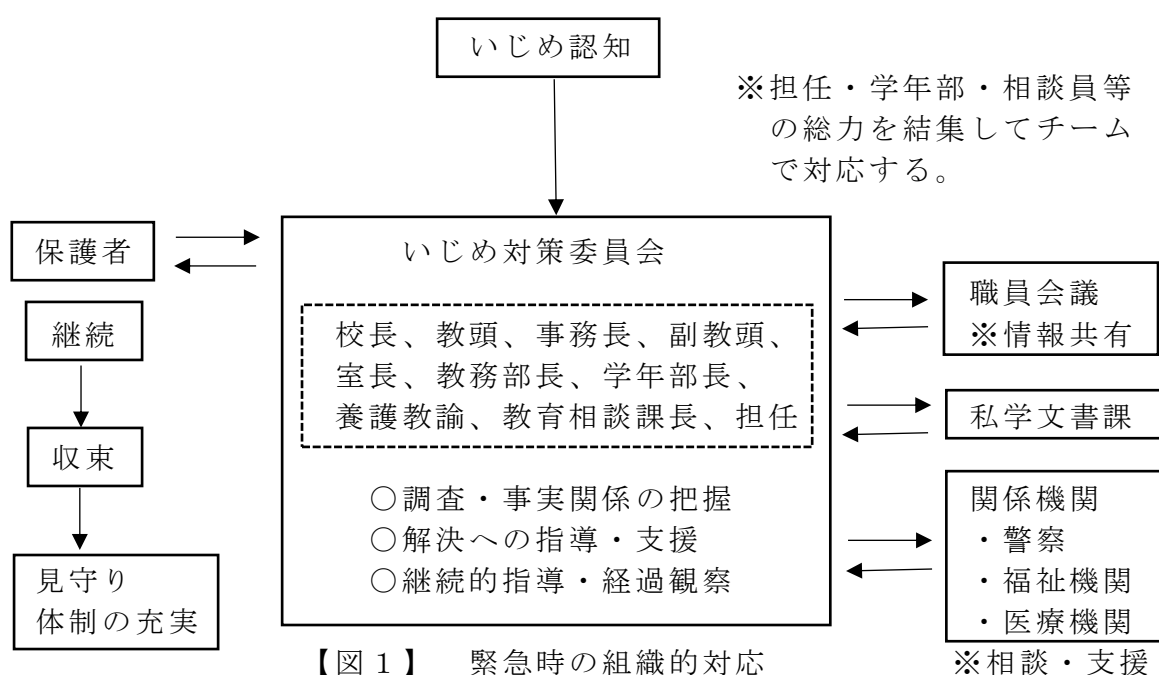
学校が重大事案と判断した場合、愛媛県総務部管理局私学文書課に報告するとともに、関係機関等に協力を依頼する。

(3) 防止のための指導体制

本人や保護者が安心して相談できるよう、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(4) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した際の解決に向けた組織的な取り組みは以下【図 1】のとおりとする。



【図 1】 緊急時の組織的対応
(重大事案も含む)

(出典) いじめの防止等のための基本的な方針 (文部科学省 平成 29 年 3 月)
いじめの防止等のための基本的な方針 (愛媛県 平成 29 年 10 月)
松山市いじめ防止基本方針 (松山市 27 年 3 月)